

【東京都北区の住居表示のルール】

基本的に、街区は、道路・鉄道・河川等恒久的な施設で区切られている

住居番号とは、建物の出入口によって決定する番号（建物の出入口がフロンテージのどの基礎番号に接しているかで決まる）

王子一丁目 5番

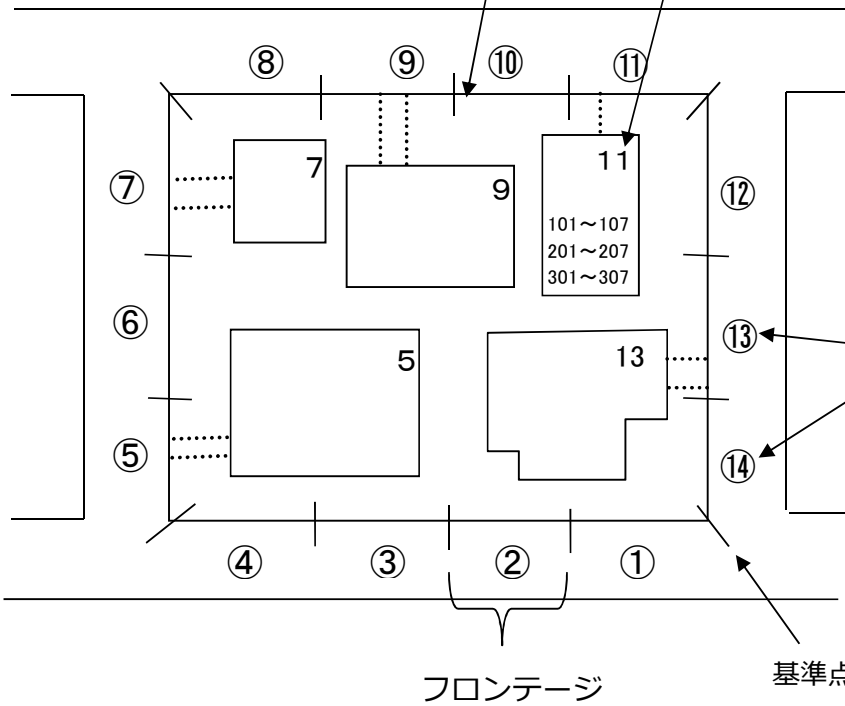
9号

王子一丁目 5番

11-101号

（部屋戸数がおおむね20戸以上の建物は、部屋番号までが住居表示）

町名 街区 住居番号



基礎番号とは、基準点から時計回りにフロンテージごとに付けた番号

基準点は、都心（皇居）の方角の角とする。北区では南が基準点